

グリーンボンドの発行方針

平成 2 9 年 2 月
(令和 2 年 3 月改訂)
東 京 都

「東京グリーンボンド」の発行について

産業革命以降の経済の発展は、様々な面で人々の暮らしを豊かにしてきた。一方で、環境問題等をはじめとした人類の生活を脅かす問題が生じてきており、世界は今、経済、社会および環境の面で大きなリスクに直面している。

こうした課題に対処するため、2015年9月には、それまでのミレニアム開発目標（MDGs）で扱われていた貧困撲滅等に加え、経済、社会、環境などを含む2030年に向けた地球規模での優先課題及び世界のあるべき姿を明らかにした「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択された。

2015年12月には、フランスでCOP21が開催され、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みである「パリ協定」が、気候変動の脅威に対する危機感の共有を背景に、全ての国が参加する合意として採択され、2016年11月に発効した。

こうした中、東京都は、安全・安心・元気な「セーフ シティ」、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」、環境先進都市、国際金融・経済都市として成長を続ける「スマート シティ」を実現し、新しい東京を創っていくための具体的な政策展開を示す計画として、「2020年に向けた実行プラン」を2016年12月に策定した。その後、2020年のその先の東京のあるべき姿を描いた『未来の東京』戦略ビジョン（以下「戦略ビジョン」という。）を2019年12月に策定し、「成長」と「成熟」が両立した、輝ける「未来の東京」に向けた取組を全力で進めることとしている。戦略ビジョンでは、SDGsの目線から都が率先して政策を強力に推進することとしており、金融分野における主要事業のひとつとして「東京グリーンボンド」の発行が位置づけられている。同時に「ゼロミッション東京戦略」を策定し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する“ゼロエミッション東京”の実現に向け、気候危機に立ち向かう行動を進めていくこととしている。

環境に配慮した取組が重要視される流れを受け、世界規模で企業や地方自治体等が環境事業に要する資金を調達するための債券であるグリーンボンドの発行は、年々増加している。

東京都においても、国際社会共通の課題である環境問題の解決に取り組んでいくため、積極的に環境施策を展開するとともに、「東京グリーンボンド」の発行を継続し、国内グリーンボンド市場の更なる活性化と金融分野からのSDGs実現を後押ししていく。

1 「東京グリーンボンド」発行の意義

- ① 都民や企業の「東京グリーンボンド」への投資を通じた後押しにより、「スマートシティ」の実現を目指す都が、従前から行っている都の環境施策に加えて、新たな環境施策を強力に推進すること
- ② 「東京グリーンボンド」の発行を通じて、グリーンボンド市場の活性化と他発行体の参入促進につなげるとともに、国内の貴重な資金が国内の環境対策に向かって活用される流れを創出すること
- ③ 個人投資家に対して、都の環境事業に積極的に関与してもらうための投資機会を提供することにより、事業への理解を通じて、都民のオーナーシップ意識を喚起すること
- ④ 機関投資家に対して、社会的責任を果たすための投資機会を提供することにより、企業の環境配慮意識の醸成に寄与するとともに、社会的な評価を受けられる環境の整備を促進すること
- ⑤ 都債をグリーンボンドとして発行することを通じて、発行体としての都が新たな投資家にアクセスすることが可能となり、投資家層を多様化すること

2 「東京グリーンボンド」に係るこれまでの取組

(1) 東京環境サポーター債

2016年12月に、グリーンボンドの発行に向けたトライアルと位置づけ、グリーンボンド原則に自主的に適合した「東京環境サポーター債」を個人向け都債として発行した。

この債券は、グリーンボンド原則の4項目全てに自主的に対応することで、原則の求める透明性を確保する一方、いち早く投資機会を提供するため、外部評価機関による評価等は取得しないこととした。

(2) 東京グリーンボンド

この経験を踏まえ、2017年2月に本方針を策定し、2017年度に国内の地方公共団体初のグリーンボンドとなる「東京グリーンボンド」を発行した。それ以降、毎年度発行を継続しており、これまでに計3回発行した（発行経過は下表のとおり。）。

なお、適格性と透明性を確保し、投資家に対して訴求力のある本格的なグリーンボンドとするため、2017年8月に外部評価機関からセカンド・パーティ・オピニオンを取得し、以降、発行に当たっては、毎回外部評価を取得している。

「東京グリーンボンド」の発行意義に共感し、投資を表明した機関投資家数は年々増加するなど、「東京グリーンボンド」の発行により、個人や企業の環境配慮意識の醸成に寄与するとともに、多くの投資家からの賛同を得て、国内の貴重な資金が都の環境対策に向かって活用される流れがより確かなものとなり、「スマートシティ」の実現に向けた取組を加速化することができた。

また、「東京グリーンボンド」に続いて、民間企業等の発行も増加するとともに、令和2年度には、都に次いで二例目となる、地方自治体によるグリーンボンドの発行が予定されるなど、国内グリーンボンド市場は着実に拡大している。

(参考)「東京グリーンボンド」の発行経過

回号	年月	内容
—	2016年11月	個人向けに東京環境サポーター債を発行（外貨建て）
第1回	2017年 2月	グリーンボンドの発行方針を公表
	8月	第三者機関による評価を取得
	10月	機関投資家向けに発行（円貨建て）
	12月	個人向けに発行（外貨建て）
	2018年12月	資金充当結果を公表
第2回	2018年 3月	グリーンボンドの発行方針を一部改訂
	8月	第三者機関による評価を取得
	10月	機関投資家向けに発行（円貨建て）
	12月	個人向けに発行（外貨建て）
	2019年12月	資金充当結果を公表
第3回	2019年 3月	グリーンボンドの発行方針を一部改訂
	8月	第三者機関による評価を取得
	10月	機関投資家向けに発行（円貨建て）
	12月	個人向けに発行（外貨建て）

3 2020年度の「東京グリーンボンド」

(1) 発行規模及び発行通貨

上述のとおり、「東京グリーンボンド」は、企業や都民の間にESG投資の一つとして着実に浸透してきた。企業や都民の投資意欲にさらに応えていく必要があることから、充当事業の拡充等により、発行額を従来より100億円増額して総額300億円とし、国内グリーンボンド市場の更なる活性化と金融分野からのSDGs実現を後押しする。

発行通貨は、機関投資家向けでは、円貨を選択することで、国内の貴重な資金が都の環境対策に向かって活用される流れを加速していく。個人向けは、購入対象者を都民等に限定しており、円貨・外貨の何れであっても、国内の資金が都の環境対策に活用されることから、市況等に応じて判断する。

なお、現下の不安定な金融市場に鑑み、個人向けを発行できないと都が判断した場合、発行を中止することがあり得る。

(2) 発行時期

外部評価取得のための期間を確保するとともに、当該年度における事業の進捗状況を確認しながら充当事業を選択するため、原則として10月以降とする。

(3) 対象投資家

円貨建て債を購入可能な機関投資家と都民をはじめとする個人投資家を想定し、これによって国内の貴重な資金が都の環境対策に向かって活用される流れを加速させる。

(4) 「グリーンボンド原則」への適合及び外部評価の取得

引き続き、国際資本市場協会による「グリーンボンド原則」（以下①～④の4つの要素から構成）への適合性を確保する。

- ① 調達資金の使途
- ② プロジェクトの評価及び選定のプロセス
- ③ 調達資金の管理
- ④ レポーティング

また、グリーンボンドとしての適格性と透明性の確保及び投資家への訴求力を向上させるため、「グリーンボンド原則」において取得が推奨される外部評価のうち、セカンド・パーティ・オピニオンを取得する。

(5) 充当事業

「東京グリーンボンド」の充当事業には、調達した資金により実施され

た事業から得られる環境への好影響が大きいと想定される環境事業を選定する（主な充当予定事業については下表のとおり。）。

（参考）主な充当予定事業

環境事業区分	事業名	「東京グリーンボンド」対象事業	
		2020年度	2019年度
スマートエネルギー 都市づくり	競技施設の環境対策※1※3		○
	都有施設の改築・改修※1	○	○
	都有施設・道路の照明のLED化	○	○
	都有施設のZEB化推進※2※3		○
	上下水道施設の省エネ化	○	○
	自転車走行空間の整備	○	○
持続可能な資源利用・ 廃棄物管理	競技施設の環境対策※1※3		○
自然環境の保全	都有施設の改築・改修※1	○	○
	公園の整備	○	○
	水辺空間における緑化の推進	○	○
生活環境の向上	ヒートアイランド現象に伴う暑熱 対応（遮熱性・保水性の向上）	○	○
	環境にやさしい都営バスの導入	○	○
	合流式下水道の改善	○	○
気候変動への適応	中小河川の整備	○	○
	高潮防御施設の整備	○	○
	東京港・島しょ海岸保全施設整備 事業	○	○
	浸水対策	○	

※1「競技施設の環境対策」及び「都有施設の改築・改修」は、複数区分にまたがるため再掲表示

※2 Net Zero Energy Building の略称。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物

※3「競技施設の環境対策」及び「都有施設のZEB化推進」は、事業終了に伴い、2020年度は充当しない